

◎ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別紙 認可外保育施設指導監督の指針	別紙 認可外保育施設指導監督の指針
第 1 総則	第 1 総則 (略)
1 この指針の目的及び趣旨 (略)	1 この指針の目的及び趣旨 (略)
2 この指針の対象となる施設 (略)	2 この指針の対象となる施設 (略)
3 指導監督の事項及び方法 (略)	3 指導監督の事項及び方法 (略)
4 認可外保育施設の把握	4 認可外保育施設の把握
(1) 認可外保育施設の把握 (略)	(1) 認可外保育施設の把握 (略)
(留意事項 5) (略)	(留意事項 5) (略)
(留意事項 6) (略)	(留意事項 6) (略)
(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導 (略)	(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導 (略)
(留意事項 7) (略)	(留意事項 7) (略)
(留意事項 8) 届出対象施設	(留意事項 8) 届出対象施設
届出の対象となる認可外保育施設は、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く）であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第 59 条の 2 第 1 項参照）	届出の対象となる認可外保育施設は、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く）であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第 59 条の 2 第 1 項参照）
届出対象施設は法第 59 条の都道府県等による指導監督の対象で	届出対象施設は法第 59 条の都道府県等による指導監督の対象で

あることに加え、法第 59 条の 2 から第 59 条の 2 の 5 により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第 59 条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第 49 条の 2）。

①～③ （略）

（留意事項 9） （略）

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置 （略）

（留意事項 10） （略）

(4) 市町村に対する届出事項の通知 （略）

第 2 通常の指導監督

1 通則 （略）

2 報告徴収 （略）

3 立入調査

(1) 立入調査の対象

① 通常の立入調査の対象 （略）

（留意事項 15） （略）

（留意事項 16） （略）

② 特別立入調査の対象

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれ

あることに加え、法第 59 条の 2 から第 59 条の 2 の 5 により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、以下の施設は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第 59 条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第 49 条の 2）。

①～③ （略）

（留意事項 9） （略）

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置 （略）

（留意事項 10） （略）

(4) 市町村に対する届出事項の通知 （略）

第 2 通常の指導監督

1 通則 （略）

2 報告徴収 （略）

3 立入調査

(1) 立入調査の対象

① 通常の立入調査の対象 （略）

（留意事項 15） （略）

（留意事項 16） （略）

② 特別立入調査の対象

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認め

につき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

③ 事務所への立入調査 (略)

(留意事項 17) 事務所に対する立入調査の意義

立入調査については、認可外保育施設への立ち入り及び設置者、施設長(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。)や保育従事者への聴取を基本とするが、施設側に施設の運営状況等を把握するうえで必要な報告や書類の提出を求めてもこれらがなされない場合や設置者等が質問に対して明確な応答ができない場合においては事務所への立入調査や報告徴収を検討すること。

また、立入調査については、施設の運営状況等を把握する他、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施すること。

(参照条文) 法第61条の5及び第62条

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 立入調査の手順

られる場合には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

③ 事務所への立入調査 (略)

(留意事項 17) 事務所に対する立入調査の意義

立入調査については、認可外保育施設への立ち入り及び設置者、施設長(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。)や保育従事者への聴取を基本とするが、施設側に施設の運営状況等を把握するうえで必要な報告や書類の提出を求めてもこれらがなされない場合や設置者等が質問に対して明確な応答ができない場合においては事務所への立入調査や報告徴収を検討すること。

(参照条文) 法第61条の5及び第62条

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 立入調査の手順

<p>① 実施計画の策定 (略)</p> <p>(留意事項 18) (略)</p> <p>(留意事項 19) (略)</p> <p>② 立入調査の指導監督班の編成等 (略)</p> <p>③ 市区町村との連携 (略)</p> <p>(留意事項 20) 市区町村との連携の例 (略)</p> <p>④ 関係部局との連携 (略)</p> <p>⑤ 新規把握施設への対応 (略)</p> <p>(留意事項 21) (略)</p> <p>⑥ 事前通告 立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とする。<u>ただし、当該施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、実施する特別立入調査の目的に照らして、必要に応じて、事前通告せずに特別立入調査を実施することが適切であることに留意すること。</u></p> <p>(留意事項 22) (略)</p> <p>⑦ 保育従事者及び保護者からの聴取等 (略)</p> <p>⑧ 口頭の助言、指導等 (略)</p> <p>⑨ 指導監督結果の検討 立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当</p>	<p>① 実施計画の策定 (略)</p> <p>(留意事項 18) (略)</p> <p>(留意事項 19) (略)</p> <p>② 立入調査の指導監督班の編成等 (略)</p> <p>③ 市区町村との連携 (略)</p> <p>(留意事項 20) 市区町村との連携の例</p> <p>④ 関係部局との連携 (略)</p> <p>⑤ 新規把握施設への対応 (略)</p> <p>(留意事項 21) (略)</p> <p>⑥ 事前通告 立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、<u>特別立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することが適当であること。</u></p> <p>(留意事項 22) (略)</p> <p>⑦ 保育従事者及び保護者からの聴取等 (略)</p> <p>⑧ 口頭の助言、指導等 (略)</p> <p>⑨ 指導監督結果の検討 立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当</p>
--	---

職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じること。具体的には、第3から第5までに規定するところによること。

また、死亡事故等の重大事故が発生した場合に行う検証において、事故の発生前までに実施した指導監督及び事故に関連して行った指導監督の結果並びに措置状況等について、事故後に行う検証において活用すること。検証が行われた場合、今後の管内の施設に対する指導監督については、検証結果を反映して実施すること。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 (略)

第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (略)

第5 緊急時の対応 (略)

第6 情報提供

1 市区町村等に対する情報提供 (略)

2 一般への情報提供

地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口や利用者が相談できる窓口（市町村の利用者支援事業の担当窓口、消費生活センター等）について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供すること。管内市区町村に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めること。

(留意事項 31) 情報提供に当たっては、以下のことに注意すること。

① 情報提供の対象施設

情報提供の対象となる施設は、原則、届出対象施設とするが、立入調査等による状況把握ができていない場合など届出対象外の施設についても情報提供に努めること。

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の情報提供を行うに当たっては、個人情報に配慮するとともに、届出の際に公表する旨や公表項目等について、当該施設に対して事前に伝えておくことが望ましい。

職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じること。具体的には、第3から第5までに規定するところによること。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 (略)

第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (略)

第5 緊急時の対応 (略)

第6 情報提供

1 市区町村等に対する情報提供 (略)

2 一般への情報提供

地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口や利用者が相談できる窓口（市町村の利用者支援事業の担当窓口、消費生活センター等）について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供すること。管内市区町村に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めること。

(留意事項 31) 情報提供に当たっては、以下のことに注意すること。

① 情報提供の対象施設

情報提供の対象となる施設は、原則、届出対象施設とするが、立入調査等による状況把握ができていない場合など届出対象外の施設についても情報提供に努めること。

②～④ (略)

第7 雑則 (略)

②～④ (略)

第7 雑則 (略)

改正後	改正前
<p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、<u>保育に従事する者の全てについては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設</p> <p>(1) 保育することができる乳幼児の数 (略)</p> <p>(2) 保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）が配置されることが望ましい。<u>なお、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあっては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第2 保育室等の構造設備及び面積 (略)</p>	<p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。<u>なお、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあっては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設</p> <p>(1) 保育することができる乳幼児の数 (略)</p> <p>(2) 保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）が配置されることが望ましい。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 保育室等の構造設備及び面積 (略)</p>

第3 非常災害に対する措置 (略)

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(イ)	(略)
(ロ)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 ②、③ (略)

第5 保育内容 (略)

第3 非常災害に対する措置 (略)

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(イ)	(略)
(ロ)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 ②、③ (略)

第5 保育内容 (略)

第6 給食

○ (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年3月厚生労働省）を参考にすること。

- (1) 衛生管理の状況（略）
- (2) 食事内容等の状況（略）

第7 健康管理・安全確保

- (1) 児童の健康状態の観察（略）
- (2) 児童の発育チェック（略）
- (3) 児童の健康診断（略）
- (4) 職員の健康診断（略）
- (5) 医薬品等の整備（略）
- (6) 感染症への対応（略）
感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

○ 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（平成24年11月厚生労働省）を参考にすること。
○ 感染症の疑いがある場合も同様であること。

第6 給食

- (1) 衛生管理の状況（略）
- (2) 食事内容等の状況（略）

第7 健康管理・安全確保

- (1) 児童の健康状態の観察（略）
- (2) 児童の発育チェック（略）
- (3) 児童の健康診断（略）
- (4) 職員の健康診断（略）
- (5) 医薬品等の整備（略）
- (6) 感染症への対応（略）
感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

○ 感染症の疑いがある場合も同様であること。

- 再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

(7) 乳幼児突然死症候群の予防 (略)

(8) 安全確保

ア～エ (略)

オ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

○ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省)を参考にすること。

- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮(敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等)が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

第8 利用者への情報提供 (略)

第9 備える帳簿 (略)

- 再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

(7) 乳幼児突然死症候群の予防 (略)

(8) 安全確保

ア～エ (略)

- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮(敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等)が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

第8 利用者への情報提供 (略)

第9 備える帳簿 (略)

改正後	改正前
<p>標準様式</p> <p>【注：以下様式1～15については、標準的な様式を示したものである。ただし、様式1及び様式5については、法第6条の3第11項の規定に基づく業務を目的とする施設の場合、標準的な様式として、それぞれ様式1-2, 5-2を示すものである。】</p> <p>(様式1～12) (略)</p> <p>(様式13：事業停止命令又は施設閉鎖命令)</p> <p style="text-align: right;">番 号 日 付</p> <p>○○ 施設設置者、管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">○○○○</p> <p>貴殿の設置（管理）する○○○○について、児童福祉法第59条第5項に基づき、（・・・日間の事業停止）（・・・が改善されるまでの間その事業の停止）（施設の閉鎖）を命ずる。</p> <p>この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に○○○に対して審査請求を行うことができる。</p> <p>(様式14、15) (略)</p>	<p>標準様式</p> <p>【注：以下様式1～15については、標準的な様式を示したものである。ただし、様式1及び様式5については、法第6条の3第11項の規定に基づく業務を目的とする施設の場合、標準的な様式として、それぞれ様式1-2, 5-2を示すものである。】</p> <p>(様式1～12) (略)</p> <p>(様式13：事業停止命令又は施設閉鎖命令)</p> <p style="text-align: right;">番 号 日 付</p> <p>○○ 施設設置者、管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">○○○○</p> <p>貴殿の設置（管理）する○○○○について、児童福祉法第59条第5項に基づき、（・・・日間の事業停止）（・・・が改善されるまでの間その事業の停止）（施設の閉鎖）を命ずる。</p> <p>この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日から起算して60日以内に○○○に対して異議申立てを行うことができる。</p> <p>(様式14、15) (略)</p>